

横須賀市太極拳協会運用細則

1. 教室の回数

- ① 全ての教室の実施回数は、月当たり3回とする。
- ② 全ての教室は、適宜自主練習を設けることが出来る。
但し、その参加者は所属する教室の会員に限る。また、掛かる費用は参加者の負担とする。
(指導者は、参加しない。所属教室会員のみでの運営が難しい場合は、補助指導員の参加は可)
- ③ 所属教室を休んだ場合、他教室へ3回まで振替受講(会場費も含め無料)が出来る。

2. 会費

- ① 入会金は、2,000円とする。
- ② 会費は、毎月の最初の教室日で徴収する。
- ③ 全ての教室の会費は、月当たり2,500円とする。
更に武器(剣・扇子等)を受講する会員は500円を加算して月当たり3,000円とする。
- ④ 高齢者(90歳以上)の会員は、月当たり1,000円とする。
更に武器(剣・扇子等)を受講する会員は500円を加算して月当たり1,500円とする。

3. 教室への参加

- ① 所属する以外の他の教室(以下、他の教室)に参加する会員は、その教室の責任者に事前連絡を申し出たうえでその教室のルールを遵守し、参加すること。
- ② 他の教室に1回1,000円で参加することが出来る。1回分の会場費(各教室で決める)も負担する。
- ③ 他の教室に月3回1,500円(武器も受講の場合は2,000円)で参加することが出来る。
3回分の会場費(各教室で決める)も負担する。(自主練参加は不可)
- ④ 月単位で休講した場合、会場費の全額を所属教室に支払う。また会費500円を協会に支払う。
但し、会費の合計は2,000円を超えない。
(休講月より合計で2,000円まで支払うが、復帰の際に再度入会金を支払う必要はない。)
(短期間での受講日変更が生じた場合は、各教室で相談する。)

4. 教室使用料(施設使用料)

- ① 全ての教室使用料及び光熱費等(月当たり3回)は、協会で負担する。(令和8年度)

5. 会計担当者

- ① 各教室会計担当者は、各教室で徴収した会費から振込手数料を差し引き毎月20日を目安に協会の会費用通帳に払い込む。
また、会費内訳表(名簿)を全体会費会計担当者に直接手渡し、もしくは郵送する。

- ② 各教室会計担当者は、毎月の会費納入票を作成する。各教室で施設使用料等の領収書を保管する。
- ③ 各教室に会計担当者を置き、年額3,000円を教室会計担当者に事務手当として支給する。
但し、教室の会員が20名以上の場合は、教室会計担当者を2名としても構わない。

6. 他

- ① 各教室で授業以外の独自の取り組みをする場合は、事前に理事長に連絡・相談をする。
- ② 本太極拳協会以外（横須賀市内及び他団体）の教室も受講する場合は、理事長に報告する。
- ③ 会員の把握は、4月と10月に実施する。各教室責任者が理事長に報告する。
- ④ 各教室の会場予約担当者には、年額3,000円の事務手当を支給する。
- ⑤ 太極拳協会関係及び横須賀市関係会議等参加者には、交通費として1,000円を支給する。
(但し、横須賀市関係会議等で市より交通費が支給される場合は支給されない)
県関係会議等（県主催行事スタッフも含む）参加者には、交通費として2,000円及び会議費として1,000円を支給する。
但し、県武連より日当が支給される場合は、会議費1,000円は支給されない。
- ⑥ 補助指導員人数は、受講者人数が20名以上（指導員を含めない）の場合2名とする。

7. 委員会体制

以下の4委員会をおく。

*技能検定委員会（技能試験関係）

委員長・・・鈴木理事長　副委員長・・・田中 薫

- ・ 市協会での2級から5級検定試験の実施及び県武連への申請
- ・ 県武連1級及び日武連初段から3段の検定試験の申請
- ・ 県武術太極拳選手権大会関係（出場選手申請・スタッフ選出及び申請）
- ・ 段セミナー関係

*指導委員会（指導員養成・指導員資格申請）

委員長・・・鈴木理事長　副委員長・・・松本由美子

- ・ 普及・C級・B級・A級指導員試験申請及び更新手続き（4年ごと）
- ・ 市協会の講習会（32式剣等）の運営　・ 県武連の講習申請
- ・ 県フェスティバルに関わる取りまとめ（スタッフ選出及び申請）

*総務委員会

委員長・・・鈴木理事長　副委員長・・・佐藤啓泰（事務局）

- ・ 会議や総会の会場設定　・ 各行事（県）のスタッフ選出および申請
- ・ スポーツ教室および演武交流大会（市民大会）に関わる取りまとめ
- ・ 靴やテキスト、太極かながわの発注の発注

- ・ みんなでスポーツ 鴨居小（横瀬はる江）・桜小（鈴木理事長）の当番表作成及び運営

*教室指導委員会

委員長 …… 鈴木理事長 副委員長 …… 松本由美子

- ・ メンバーは、各教室指導や及び補助指導者
- ・ 指導法の研修